平成２９年（フ）第７８９５号
東京都足立区西新井１丁目14―10　第二井上荘102号
債務者　和澤　　昇
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７８９６号
東京都大田区西蒲田６丁目７―19
債務者　新里　幸志
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７８９７号
東京都豊島区池袋１丁目７―17―202
債務者　高田　　昇
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７８９８号
東京都立川市一番町３丁目10―６
債務者　宮崎　正史
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９００号
東京都足立区大谷田５丁目33―16―402
債務者　安達　裕行
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９０３号
東京都品川区西大井４丁目１－２－105
債務者　田中　玲道
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７号
栃木県栃木市大町22番52号　ユーミーマンションソレイユ102、従前の住所栃木県栃木市都賀町合戦場95番地12
債務者　舘野　行友
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後１時30分　宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第６８４２号
東京都江戸川区松江６丁目３－５－210、前住所福島県二本松市太田字布沢282
債務者　菅野　耕希
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月11日午後３時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１０６１号
東京都八王子市元八王子町３丁目2574番地３
債務者　鈴木　義夫
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午前10時30分　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１２７号
東京都町田市鶴川５丁目３番地１の501
債務者　勝又　敏夫
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午前10時30分　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２２９２号
横浜市磯子区中原２丁目９番20号　ノーブル杉田２Ｆ
債務者　伊藤　昭一
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３２９号
神奈川県藤沢市高倉471番地の26　コーポ神山202号
債務者　松島　秀樹
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３３７号
神奈川県大和市西鶴間４丁目７番32号　エミーテラスＢ―106号
債務者　和美　　隆
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３５３号
横浜市緑区白山１丁目20番18号
債務者　河崎　未来
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３６２号
横浜市保土ケ谷区東川島町60番地１
債務者　苅部　俊哉
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部